

【重要】2023 年秋セメスター開始にあたっての新型コロナウイルス感染症および季節性インフルエンザなどの感染症についてのお知らせ

2023 年 9 月 15 日

教職員 各位

学長室部長（健康推進担当）

宮崎誠司

2023 年秋セメスター開始にあたっての新型コロナウイルス感染症および季節性インフルエンザなどの感染症についてのお知らせ

2023 年 5 月 8 日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（いわゆる感染症法）が変更され、新型コロナウイルス感染症は 5 類に分類され行動制限が課せられなくなりました。現在の感染状況は、すべての感染者が報告されることがなくなり季節性インフルエンザと同様に定点（特定の医療機関のみ）の報告で確認ができます。この報告を見ると全国の感染者は 1 施設（1 週間の合計）あたり 20 人を超える水準（9 月 8 日時点）に増加しています。これは 5 月中旬-下旬が 3 人程度であったのに対し 6 倍以上の水準です。また、この定点報告をこれまでの感染者数に当てはめると、地域によって差はありますが第 8 波を超える感染者が見られる地域もあります。すでに、季節性インフルエンザの流行が示唆される地域もあります。

授業が開始され、また人が集まる行事が増え、人との接触が増え感染のリスクが増えます。感染による重症化や後遺障害も一定数報告があるのも事実です。ご自身の健康を守るためにも個人としての感染対策（場所の換気、場面に応じたマスクの着用、手洗い、手指の消毒など、人ごみを避けるなど）を行うとともに、毎日の体調確認（検温など）を行うようにしていただきたいと思います。また、必要に応じて新型コロナウイルス感染症および季節性インフルエンザなどのワクチン接種も行うようにしてください。

なお、新型コロナウイルス感染症およびインフルエンザなどの感染症は、学校保健安全法および施行規則（文部科学省発令）において学校で予防すべき感染症の第 2 種に位置付けられていますので、学生だけでなく教職員も感染（陽性）者は一定期間の出講ができませんので、以下の対応をお願いします。

●感染（陽性）を疑う症状（発熱・咽頭痛、咳など）がある場合

出構（入構）を見合わせ、医療機関（※）の受診や自主検査を行うことが望ましい。

※発熱外来など自治体にて公表されている医療機関

なお医療費（10 月から薬剤も）には個人負担が発生することを理解しておいてください。

医療機関を受診しないと新型コロナウイルス感染症治療薬は処方されませんのでご認識く

ださい。

●感染（陽性）者が判明した場合の出講停止期間（学校保健安全法施行規則令和5年5月8日改正の定めによる）

□新型コロナウイルス感染症：発症から5日を経過し、かつ、症状が軽快し1日を経過するまで

□インフルエンザ：発症から5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。

※陽性が判明した場合は、各キャンパスの健康推進担当部署に報告してください。

●履修している学生に感染が疑われた場合、もしくは感染した場合の欠席等の取扱い（欠席確認届）については、教務委員会にて別途定めていますので、各カレッジオフィスにお問い合わせください。

以上